

飯能市景観条例・景観計画に基づく届出制度の概要

飯能市は良好な景観の形成に取り組むため、平成 29 年 11 月 1 日に景観法に基づく景観行政団体になりました。また、本市の特性に応じた「飯能市景観計画」を策定するとともに、手続等に関する事項を定める「飯能市景観条例」を改正し、平成 30 年 7 月 1 日に施行しました。

市内において、一定規模を超える建築物・工作物の新築や外観変更、開発行為や物件の堆積などの行為をしようとする場合は、届出が必要となります。

届出対象区域

飯能市では、「市域全域」を景観計画区域としており、届出対象区域になっています。また、良好な景観の形成を重点的に図る必要のある景観形成重点地区として、「宮沢湖周辺地区」を指定しています。

■届出対象区域

- ・市域全域（景観形成重点地区を除く）
- ・景観形成重点地区（宮沢湖周辺地区）（※区域図については4ページをご覧ください。）

届出対象行為

区域（地区）、行為の種類、規模によって届出対象が異なります。

行為の種類		市域全域 (景観形成重点地区を除く)	景観形成重点地区 (宮沢湖周辺地区)
建築物	新築、増築、 改築、移転	高さが 15m を超えるもの又は 建築面積が 1,000 m ² を超えるもの	高さが 10m を超えるもの又は 建築面積が 150 m ² を超えるもの
	外観変更となる 修繕、模様替、 色彩変更	上記の建築物で、外観変更の面積 が各立面の 1/3 を超えるもの	上記の建築物で、外観変更の面積 が各立面の 1/5 を超えるもの
工作物	新築、増築、 改築、移転	高さが 15m を超えるもの	高さが 10m を超えるもの
	外観変更となる 修繕、模様替、 色彩変更	上記の工作物で、外観変更の面積 が各立面の 1/3 を超えるもの	上記の工作物で、外観変更の面積 が各立面の 1/5 を超えるもの
開発行為		(届出不要)	すべて(自己の居住の用に供する 住宅の建築に係る行為を除く)
物件の堆積		(届出不要)	堆積に係る土地の面積が 500 m ² を 超えるもの又は堆積の高さが 1.5 m を超えるもの

※次のいずれかに該当する場合等は適用除外（届出不要）

- ①地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ②仮設の工作物の建設等
- ③法令等による義務の履行として行う行為
- ④非常災害のため必要な応急措置として行う行為

景観形成基準

景観形成基準とは、景観計画区域内の良好な景観の形成を図るために設けられた配慮事項や制限事項からなる基準です。区域（地区）、行為の種類によって基準が異なります。また、一定の基準を満たさない行為に対して、勧告や変更命令を行うことがあります。

■配慮事項

- ・区域（地区）ごとに、行為の在り方やデザイン等について定めています。（※詳しくは飯能市景観計画をご覧ください。）

■色彩の制限基準

- ・建築物の外観としてあまり使用されていない、彩度の高い鮮やかな色彩等の使用を制限します。また、点滅する光源の使用もあわせて制限します。

市域全域（景観形成重点地区を除く）					景観形成重点地区		
色相	奥武蔵自然公園 区域外		奥武蔵自然公園 区域内		宮沢湖周辺地区		
	明度	彩度	明度	彩度	色相	明度	彩度
7.5R から 7.5Y	— (全て)	6 を 超える	9 以上 9 未満	— (全て) 6 を 超える	7.5RP から 7.5GY	9 以上 9 未満	— (全て) 4 を 超える
7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	— (全て)	4 を 超える	9 以上 9 未満	— (全て) 4 を 超える			4 を 超える
7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	— (全て)	2 を 超える	9 以上 9 未満	— (全て) 2 を 超える	7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	9 以上 9 未満	— (全て) 2 を 超える
N (無彩色)	(制限なし)		9 以上	— (全て)			N (無彩色)

※次のいずれかに該当する場合は適用除外（色彩制限なし）

- ①着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観部分。
- ②景観審議会で審査し、地域の良好な景観の形成に支障がないと認められる場合。

■勧告基準・変更命令基準【建築物・工作物】

- ・「色彩の制限基準」に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の 1/3（宮沢湖周辺地区は 1/5）を超えるとき。

■勧告基準【物件の堆積】（宮沢湖周辺地区のみ）

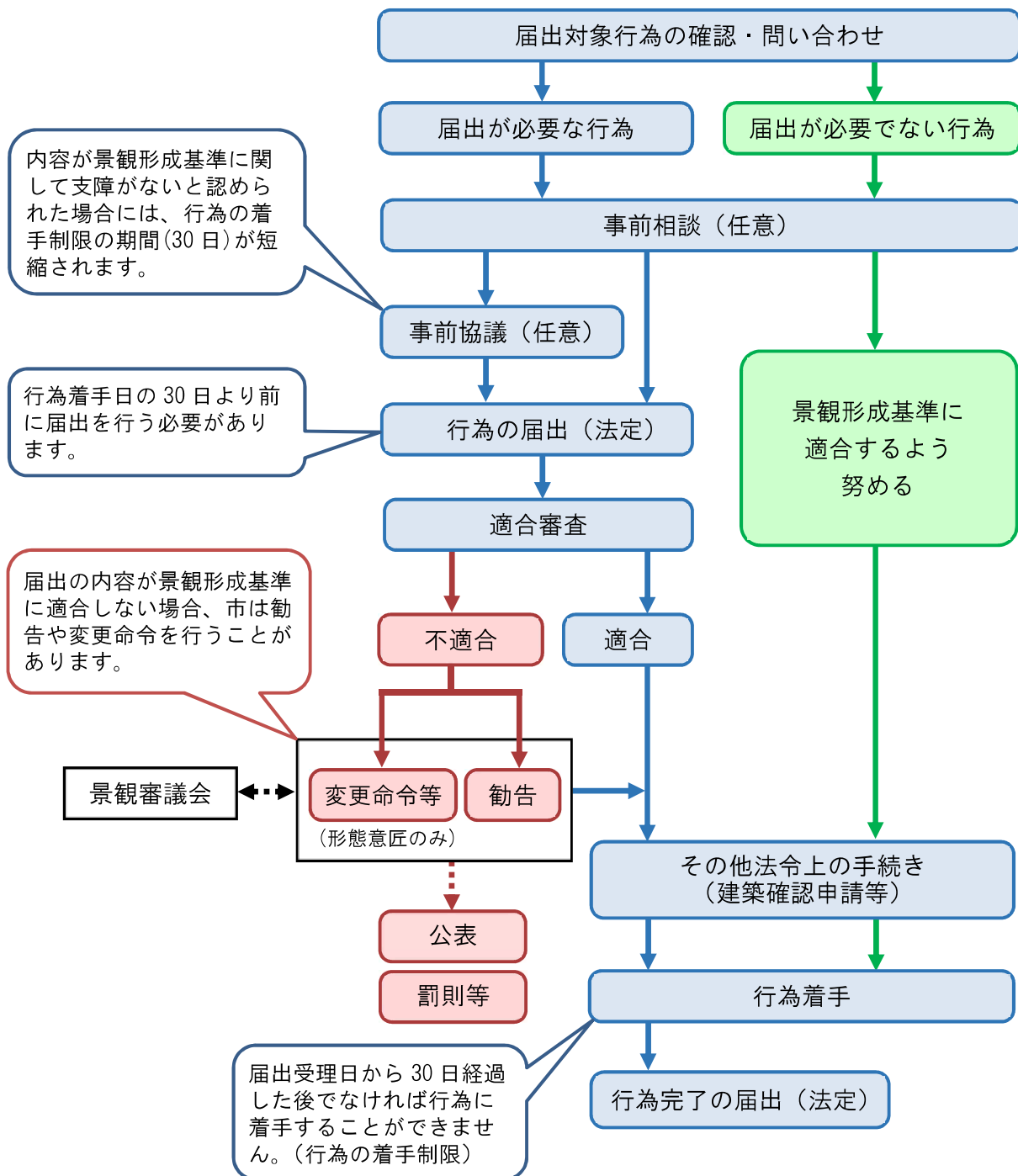
- ・堆積の高さが 3m を超えるとき。
- ・遮蔽物が無く、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき。
- ・遮蔽物の色彩について、「色彩の制限基準」に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の 1/5 を超えるとき。

■勧告・公表・変更命令・罰則

- ・届出の内容が、「勧告基準」「変更命令基準」に該当する場合は、勧告、勧告内容の公表、変更命令を行うことがあります。
- ・変更命令に違反した場合、届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、罰則があります。

手続の流れ

届出対象行為については、届出から30日経過した後でなければ行為に着手することができません（行為の着手制限）。ただし、届出前に事前協議を行い、内容が景観形成基準に関して支障がないと認められた場合には、行為の着手制限の期間が短縮されます。



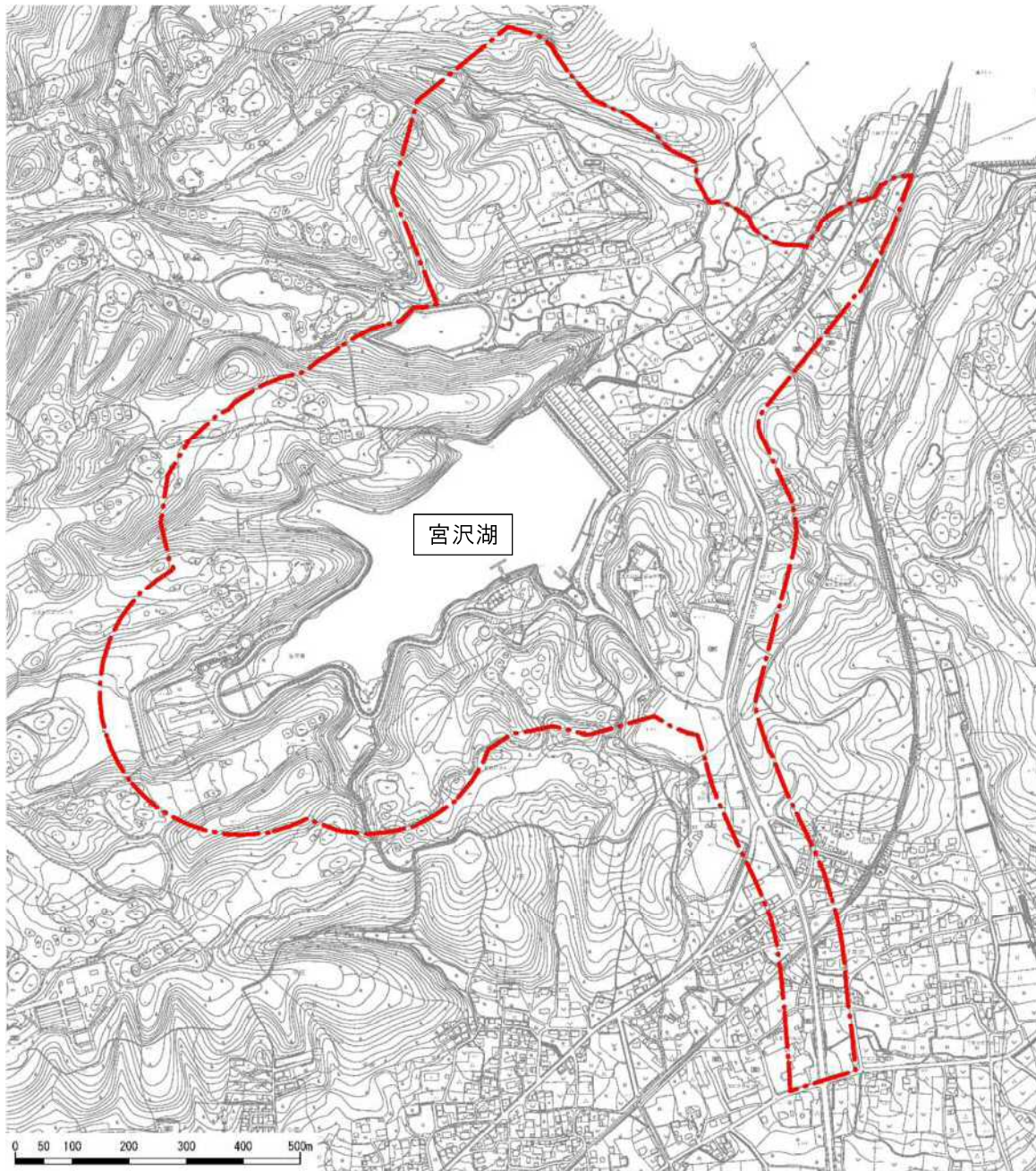
埼玉県自然公園条例に基づく届出

奥武蔵自然公園区域内の行為については、飯能市景観条例に基づく届出の他に、埼玉県自然公園条例に基づく届出が必要となる場合があります。

（埼玉県西部環境事務所 企画調整担当 TEL:049-244-1250）

宮沢湖周辺地区

宮沢湖並びに宮沢湖の周囲 200m、宮沢湖の北東側に位置する集落地から見渡せる北西側丘陵地、北側の日高市との行政界、県道飯能寄居線の道路境界から 50m、市道第 1 地区第 5 号線からなる区域。



お問い合わせ

飯能市役所 建設部 都市計画課
〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1
TEL:042-973-2268
E-mail:toshi@city.hanno.lg.jp